

**公益財団法人琉球大学後援財団**  
**「大学発ベンチャー創出の助成」 2023年度募集要項**

〔2022年2月28日制定〕  
〔2023年2月20日改正〕

**1. 趣旨**

学生アイデアによる大学発ベンチャーの創出に向けた活動を促進することを目的として、研究成果の実用性の検証、アイデアの具体化、大学発ベンチャーの創出に資する取組に対し、必要な経費の一部を助成する。

**2. 助成の対象**

2023年4月1日から2024年3月31日の期間で実施する以下に掲げる経費を助成の対象とする。

- a 試作品等開発費（消耗品等物品費、プログラム開発費、旅費、人件費等）
- b 分析データ取得等に必要経費
- c 事業戦略等策定に係るマーケティング等研究調査費
- d 本学発の創造的なアイデアを具体化・先鋭化させる取組のための経費
- e その他、実用性・事業化の検証、ベンチャーの創出に資するための経費

**3. 応募資格**

琉球大学大学院生又は琉球大学学生で、同一テーマで他の機関等からの経費の補助を受けていない者。

**4. 補助金額及び目安件数**

1件当たり40万～50万円 4～5件（予算総額200万円の範囲内で決定）

**5. 申請書類**

- (1) 申請書（学生 様式1）
- (2) 指導教員の推薦書（様式2）

**6. 申請書類の提出先及び提出期限**

申請書類は当該部局の事務を経由し、2023年5月19日（金）までに総合企画戦略部研究推進課産学連携推進係へ提出すること。

**7. 選考及び決定方法**

選考は、学内においては「九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金審査委員会」及び「琉球大学学術研究助成金選考委員会」が行い、後援財団においては、「琉球大学後援財団学術研究助成事業委員会」が行い、琉球大学後援財団理事会で決定する。

**8. 採否の通知**

琉球大学後援財団理事長からの通知に基づき、琉球大学長から通知する。

**9. 採択された者の手続き等**

- (1) 採択された者は、受給申請書及び受給に必要な書類を琉球大学後援財団事務室（琉球大学 大学本部棟1階）に提出すること。

- (2) 採択された者で、提出した申請書の経費内容に変更が生じた場合は、速やかに理由書を添えて琉球大学後援財団理事長に届け出て承認を受けなければならない。
- (3) 採択された者の当該事業計画が、国、国に準ずる機関及びその他公共的機関に採択された場合、並びに当該年度内に当該事業計画の実施が不可能になった場合、速やかに学長を経由して、辞退届（別紙2）を琉球大学後援財団理事長に提出すること。
- (4) 採択された者で辞退した場合、受け取った助成金は返金しなければならない。
- (5) 受給した助成金について未使用金が発生した場合は、速やかに返納届（別紙1）を琉球大学後援財団理事長に提出すること。
- (6) 助成金の受給を辞退する場合は、辞退届（別紙2）に記入のうえ、当該部局の事務を経由し、総合企画戦略部研究推進課産学連携推進係へ提出すること。
- (7) 採択された者が行う手続き（受給申請書及び受給に必要な書類、返納届及び辞退届等）については、決定通知とともに琉球大学へ連絡する。

## 10. 報告書の提出

助成を受けた者は、当該事業の終了後1ヶ月以内に下記の書類を作成し、琉球大学長を経由して、琉球大学後援財団理事長あて1部提出すること。

- (1) 報告書（様式3）
- (2) 寄附金領収書
- (3) プロジェクト別予算差引簿
- (4) その他

以上